




皆様よりいただいたあたたかい募金 令和5年度募金実績


30,271,560円 となりました。ありがとうございました。 

戸別募金	法人募金	職域募金	学校募金	一般募金	街頭募金
世帯を対象にした募金	企業を対象とした募金	お店で働く職員を対象にした募金	保育園・小学校・中学校・高校の生徒を対象に福祉教育を目的とした募金	老人クラブ・社会福祉施設・自動販売機等での募金	街で歩いている方を対象として運動をPRする募金
26,238,776円	110,000円	2,530,935円	415,895円	758,007円	217,947円


※青森市内でさまざまな種類の募金活動が展開されております。ご協力いただける範囲での募金をお願いいたします。
※令和6年度募金配分内訳については、中面をご覧ください。

 皆様のあたたかい気持ちで、地域にたくさんの笑顔が広がっています。今後も、赤い羽根共同募金を通じて、地域住民が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進を目指して、ご理解とご協力をお願いいたします。 




 ひとり暮らし高齢者給食サービス事業
会食の様様
高田地区社会福祉協議会



 令和5年度
福祉フェスティバル開催の様様
浪岡地区社会福祉協議会



 ボランティア推進校による
海岸清掃活動の様様
青森市立油川中学校

青森市共同募金委員会

運動期間:10月1日▶12月31日



地域の福祉、
みんなで参加
赤い羽根共同募金

今年度も皆様のご協力、よろしく申し上げます。

赤い羽根共同募金 Q & A

Q 赤い羽根共同募金って何？

A 赤い羽根共同募金は昭和22年から始まり、今年で第78回目を迎える歴史ある運動です。共同募金は、私たちの住む地域で行政の制度・サービスでは支えられない地域福祉活動の財源となっております。赤い羽根共同募金運動はじぶんの町をよりよくするために行われる運動です。

Q なぜ目安額が決められているの？

A 赤い羽根共同募金運動は地域福祉活動にどのくらいの財源が必要であるかというのを募金運動が始まる前に使いみちを決める「計画募金」で行われるため、目安額を決めております。これはあくまでも目安なので募金額はお気持ちでお願いします。

Q なぜ家庭や職場、学校でも募金活動をしているの？

A さまざまな機会を通していつでも募金ができるよう呼びかけをしています。それは住んでいる地域の福祉に関心をもっていたり、福祉サービスが豊かに行われ、暮らしやすい福祉の充実した地域にしたいためです。ご理解とご協力をお願いします。

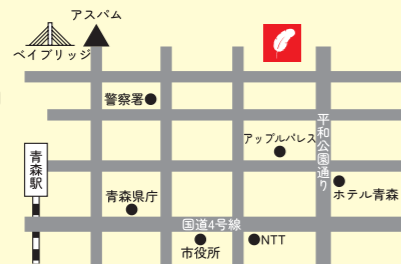
Q 実際にどのような活動に使われているの？

A 大きく分けると青森市内では高齢者や、障がい児・者、児童・青少年・母子家庭そして、地域福祉向上のために使われております。



青森市共同募金委員会

〒030-0802
青森市本町4丁目1-3
青森市福祉増進センター内
TEL 017-723-1340
FAX 017-777-0458



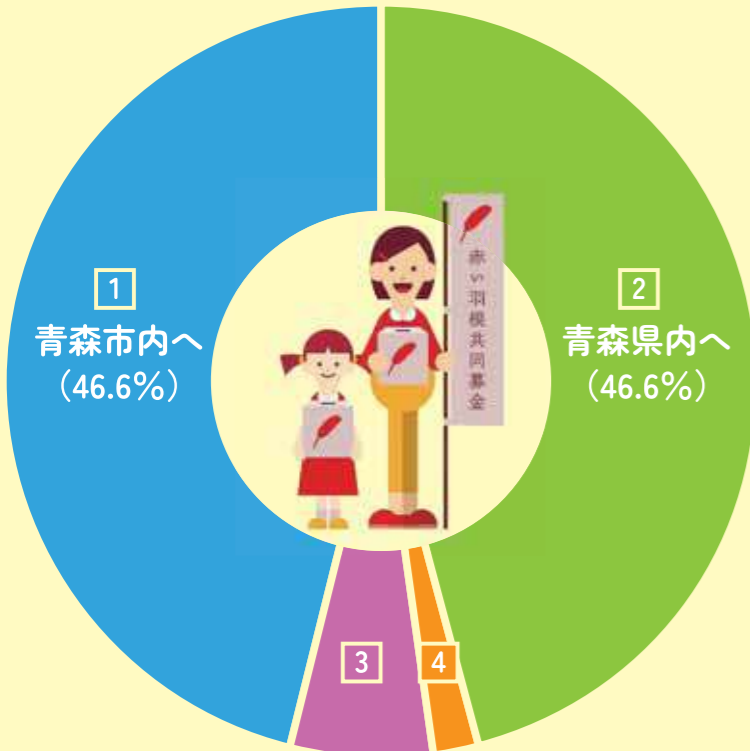
青森市浪岡地区共同募金委員会

〒038-1311
青森市浪岡大字浪岡字稲村274
青森市浪岡総合保健福祉センター内
TEL 0172-62-9011
FAX 0172-62-9015



令和6年度に配分されます

30,271,560円の
使いみち



3
青森市内の募金活動費に
1,916,560円 (6.3%)
チラシ等の作成費、通信運搬費など

4
青森市内の災害に遭われた方や遺族の方へ
145,000円 (0.5%)
災害見舞金・災害弔慰金

家屋の全損	(11件)	110,000円
家屋の半損	(3件)	15,000円
死亡弔慰金	(4件)	20,000円

令和5年度は上記のとおり支給されています。

1

青森市社会福祉協議会を通じて青森市内に配分されます。

14,110,000円 (46.6%)

高齢者の福祉向上のために
9,803,228円

●ひとり暮らし高齢者給食サービス事業に 7,588,228円
(ひとり暮らし高齢者給食会)
市内の70歳以上のひとり暮らしの方(希望者)を対象に、地区社協を単位として、月1回給食会を行っています。令和5年度は、延べ17,055人の参加がありました。長期化したコロナ禍の影響により集合型での会食が困難だった為、集合場所での弁当配布や登録高齢者宅への配達等、地域による高齢者の安否確認のご協力をいただいておりますが、集合型での会食を再開する地区も徐々に増え、従来の様な地域福祉活動が活性化しつつあります。

●ひとり暮らし高齢者の料理教室に 117,000円
ひとり暮らし高齢者の仲間づくりを目的に、参加者で楽しみながら調理し、食事をしながら親睦を深めるために配分されます。

●敬老会に 1,900,000円
地域の住民皆で対象の高齢者の長寿を祝い、感謝の気持ちを表すことを目的に開催される敬老会事業へ配分されます。

●老人クラブの育成に 198,000円
高齢者の仲間づくりや生きがいづくりのために結成された老人クラブの芸能大会やスポーツ大会等の行事開催を支援し、クラブ参加者増と活動の活性化を図るために配分されます。

障がい児・者の福祉向上のために
131,000円

●障がい児・者団体の育成に 104,000円
集いやレクリエーション、研修会事業実施等のために配分されます。

●家族会の育成に 27,000円
語り合いや各種学習会を行い正しい知識と理解を深めること、参加者の親睦を図ること、地域精神保健の向上を図るために配分されます。

児童・青少年・母子の福祉向上のために
477,000円

●子ども会の育成に 45,000円
子ども会活動における小・中学校リーダーの養成研修を行い、青少年の質の向上と会員相互の親睦を図るとともに、ボランティア精神を養成するために配分されます。

●子どものイベント開催に 27,000円
各種アトラクションを通じてふれあいと交流を深め、次世代の青少年の育成と地域の活性化を図るために配分されます。

●ボランティア推進校の活動に 288,000円
小・中・高等・養護学校の児童・生徒を対象に社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域での体験活動を通して思いやりの心を育み、お互いに連携し、たすけあう心を養うために配分されます。

●母子家庭の交流会に 90,000円
母子家庭・寡婦の仲間づくりや情報交換の場をつくるため、ふれあい交流会や講習会等の事業開催のために配分されます。

●子育て支援活動に 27,000円
乳幼児を持つ親子を対象とした子育て講座や地域住民との交流等子育て支援事業のために配分されます。

地域福祉の向上のために
3,698,772円

●地区社協活動に 3,653,772円
「地区社協(地区社会福祉協議会)」とは...
町会が複数集まって組織された団体で、地域の特色を生かしたさまざまな福祉活動を展開しています。
代表的な地区社協活動
●敬老会開催 ●高齢者見守り活動 ●環境美化活動
●こころの縁側づくり ●子ども健全育成
●防災訓練 ●福祉研修会 など

●民生委員児童委員の活動に 45,000円
民生委員児童委員として様々な相談に応じ、安心して暮らせる地域社会づくりを目指し各部会の研修会を実施するために配分されます。

2

青森県共同募金会を通じて青森県内の施設・団体へ配分の一部として

14,100,000円 (46.6%)

地域福祉活動のために
●青森県チェアスキー協会
チェアスキー教室

社会福祉団体事業に
●社会福祉法人青森県社会福祉協議会
「みんなの居場所」の開催!バックアップ事業ほか

●青森県民生委員児童委員協議会
民生委員児童委員活動状況調査報告事業

●青森県里親連合会
家族交流会ほか

●青森県社会福祉法人経営者協議会
小規模社会福祉法人の連携・協働等の推進事業

●青森県知的障害者福祉協会
令和6年度青森県知的障害者福祉協会人権倫理委員会研修会ほか

●青森県知的障害児サポート協会
チャレンジ・オン2024

●公益社団法人青森県老人福祉協会
介護記録研修会ほか

●公益財団法人青森県老人クラブ連合会
老人クラブ地域支え合い事業ほか

●一般社団法人青森県保育連合会
給食・食育研修会ほか

●公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会
親子勉強会ほか

●一般社団法人青森県手をつなぐ育成会
利用者保護者、育成会会員等を対象とした障害基礎年金勉強会ほか

地域活動支援センター(Ⅲ型)備品整備等に
●しらかば共同作業所 ●WaiWaiはうすコスモス
●ワークあかり ●フレンドワークぼんじゅ

保育施設の機器・備品整備に
●幼保連携型認定こども園 いしえこども園
●佃保育園 ●認定こども園 しらくり保育園

障がい児・者等福祉施設の機器・備品整備に
●就労継続支援B型事業所
やましろ作業所

青森県内の市町村社会福祉協議会の重点配分の一部として
八戸市社協 六戸町社協 弘前市社協
鱒ヶ沢町社協

地域福祉活動を応援します。～誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり～

対象

申請した次の年に地域福祉活動の推進を目指した事業を実施予定であり、赤い羽根共同募金に積極的に協力しているボランティア団体・グループ(自治会・町会)・社会福祉施設

配分(助成)額及び助成率

1団体につき30万円以内
(物品・備品購入の場合は15万円)
※配分(助成)額は総事業費の75%以内

申請募集期間

4月上旬～
5月末

配分(助成)対象費用

備品等購入費、その他運営費(人件費、飲食費は原則として対象外)
【例】町会の除雪活動のための除雪機購入、防災備品の整備、子供会の備品購入等

